

平成 27 年度

小児等在宅医療に係る講師人材養成事業

公募要領

平成 27 年 5 月

厚生労働省

## 1 総則

NICU を退院するなどして在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等やそのご家族の地域での療養生活を支える医療従事者には、高齢者とは異なる専門性の高い医療技術や、医療・福祉のみならず教育分野まで広範な知識等を備えていることが望まれます。こうした特殊性に加え、患者の数が少ないこともあり、小児等在宅医療を担う医師や看護師等の人材が不足しているとの指摘があります。

このため、厚生労働省では、小児等在宅医療分野の人材育成に資するため、知識や経験を豊富に備え、地域で人材育成研修を担うことができる高度な人材を育成するための事業を実施することとしており、本公募要領により、事業を実施する団体（以下、「事業実施者」という。）を公募することとします。

## 2 事業の目的

この事業は、NICU で長期の療養を要した児を始めとする在宅医療を必要とする小児等が、医療や福祉、教育の連携のもと、地域で安心して療養できる体制を整備するため、小児等在宅医療に関する高度な技術や知識を備え、地域で小児等在宅医療の研修を担うことのできる高度な講師人材を養成することで、地域における小児等在宅医療の充実のための人材育成の取組を支援することを目的とする。

## 3 事業内容

事業実施者は、以下の①～③を実施し、地域における小児等在宅医療の人材育成研修に係る取組を支援していただきます。ただし、①については必須とし、②③については、その実施の有無も含めて、①の進捗状況や厚生労働省との協議を踏まえて検討し、進めることとします。

### ①講師人材育成研修プログラムの作成

小児等在宅医療に関連する団体・学会等と連携し、小児等在宅医療推進のための人材育成研修にかかる講師を担うにふさわしい人材を育成するための研修プログラムを作成する。

なお、研修の内容や、受講者の募集・選定方法については、厚生労働省医政局地域医療計画課と十分に協議を行った上で決定すること。

### ②研修の実施、人材の紹介

①を活用した研修を実施し、研修修了者に係る情報について、都道府県や市区町村等の関係機関に対し、本事業の趣旨に照らし必要な講師人材を紹介するための情報提供を実施する。

### ③課題の収集、対応策の検討

小児等在宅医療にかかる人材育成研修を都道府県等が実施する際の課題等の情報を収集し、受講者に共有する等のフォローアップを実施すること。

#### 4 事業実施者に関する諸条件

本事業の事業実施者は、次の条件を全て満たす団体とします。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有すること。
- ③ 日本に拠点を有していること。
- ④ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 当該事業を担当する医師を配置すること。
- ⑦ 当該事業の事務を担う専任の職員を配置すること。

#### 5 事業期間

事業期間は、事業実施者として選定された日から平成28年3月31日までとします。

#### 6 事業実施者の評価等

##### (1) 評価の方法

応募者は、別添1に掲げる応募書類記入要領・様式に従い、事業計画書を提出していただきます。

提出された事業計画書について、厚生労働省において事業計画書評価委員会を組織し、別添2に掲げる評価基準に基づき評価を行い、最も評価の高い一者を選定します。

なお、提出された事業計画書等の資料は返却しませんのでご了承ください。

##### (2) 事業実施者の選定結果に係る通知等

選定結果については、書面でご連絡します。

事業実施者として選定された場合は、「平成27年度 小児等在宅医療に係る講師人材養成事業交付要綱」等に基づき委託費の交付申請を行っていただきます。

#### 7 本事業に係る委託費の交付について

本事業に係る委託費の交付については、他の国庫補助金と同様の取扱いとしており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）など関係法令の規定によるほか、別に定める「平成27年度 小児等在宅医療に係る講師人材養成事業交付要綱」の定めるところにより交付するも

のです。

本事業に係る委託費の交付については、4,314千円を基準額(上限額)とし、対象とする経費は事業の実施に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、庁費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金)、委託費に限りますので、その他の一般管理費や諸経費などの経費は計上できません。また、基準額を超えた金額については、事業実施者の負担となります。

## 8 応募方法等

### (1) 提出書類及び提出部数

- ア 「平成27年度小児等在宅医療に係る講師人材養成事業計画書」6部
- イ 事業実施者の概要が分かる資料 6部
  - ・パンフレット等
  - ・直近より過去3年分の財務諸表
- ウ その他必要な資料 6部

※ 事業計画書については、別に示す様式に沿って作成すること。また、作成に当たっては、別添2の評価基準に配慮しつつ作成すること。

### (2) 提出期限

平成27年6月5日(金)(必着)

### (3) 提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室在宅医療係 あて

※ 原則として郵送によるものとし、簡易書留等、配達されたことが証明できる方法とすること。

※ 封筒の宛名面に「小児等在宅医療に係る講師人材養成事業応募」と朱書きにより、明記すること。

## 9 本事業にかかる照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室在宅医療係

TEL: 03-5253-1111 (内線2662)

FAX: 03-3503-8562

(別添 1)

平成 27 年度 小児等在宅医療に係る講師人材養成事業  
応募書類記入要領・様式

(留意点)

- ・すべての項目を記入してください
- ・用紙サイズはA 4 両面を基本としてください。
- ・必要に応じて記入した内容の詳細を説明する資料を添付してください。
- ・資料の枚数は制限しませんが、本文の参考資料という位置づけにして、過度な資料の添付は避けてください。
- ・採択された場合は、本事業計画書に従い事業を実施していただくこととなりますので、実現可能な内容としてください。
- ・採択後、事業内容の大幅な変更が生じた場合は、採択の取消等となる場合がありますのでご注意ください。
- ・様式中の斜字体は記載内容の説明であるため、提出時には削除してください。
- ・支出予定額の作成にあたっては、公募要領 7 (本事業に係る委託費の交付について) に留意してください。

番号（公文書の番号等）  
日付

平成27年度 小児等在宅医療に係る講師人材養成事業  
事業計画書

団体・代表者名 ○○○○ (公印) (※公印で押印してください。)

所在地 ○○○○

連絡先 所 属  
役 職  
氏 名  
所在地  
T E L  
F A X  
e-mail

△△-△△△△-△△△△ (代表) 内線△△△△  
△△-△△△△-△△△△  
\* \* \* \* @ \* \* \* \* \* \* \*

## 小児等在宅医療に係る講師人材養成事業計画

<b>1. 事業実施体制について</b>
(1) 組織図（組織図等の添付でも可） 事業の担当部署、補助金の事務処理等を行う経理部門が分かるように、組織図を示してください。
(2) 当該事業の主たる担当者 氏名、役職、経歴など、担当者としてふさわしいと考える理由を記載してください。
(3) 実施体制（体制図等の添付でも可） (2)の担当者を含め、当該事業を担当する職員や業務分担が分かるように、体制図、などを示してください。
<b>2. 講師人材育成研修プログラムの作成について</b>
別添2 評価基準を参考に作成ください
<b>3. 研修の実施、人材の紹介体制について</b>
別添2 評価基準を参考に作成ください
<b>4. 課題の収集、フォローアップ体制について</b>
別添2 評価基準を参考に作成ください
<b>5. 過去の実績について</b>
過去に小児等在宅医療に関する研修等を実施している場合、その内容について記載してください。また必要に応じて参考資料を添付してください。

※別葉で事業全体のスケジュールも作成してください。（A4で1枚程度、様式任意。）  
ただし、実際の事業スケジュールは、選定後に厚生労働省との協議も踏まえながら進めていくことになります。

支出予定額

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
職員基本給		円	円	
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
旅費				
庁費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賃金				
委託費				
合 計				

## 小児等在宅医療に係る講師人材養成事業 事業計画書評価基準

	評価項目	評価基準	評価点		
			A	B	C
小児等在宅医療に係る講師人材養成事業計画 (40点)	事業実施体制	本事業の実施体制について A: 適切に遂行できる十分な組織体制である。 B: 十分な組織体制である。 C: 最低限の組織体制である。	10	5	1
	講師人材育成研修プログラムの作成	(注)以下の指標を参考としつつ、0点～20点の範囲で評価者が自由に採点する。  研修プログラムの作成に関し、 ・小児等在宅医療体制の整備に向けた非常に有用な将来展望があり、また適切な業務計画が立てられている。(20点) ・小児等在宅医療体制の整備に向けた有用な将来展望、またその最低限の業務計画が立てられている。(10点) ・小児等在宅医療体制の整備に向けた展望が適当でなく、またその業務計画も十分でない。(0点)	(0～20)		
	研修の実施、人材の紹介	研修を実施し、また関係機関に対し必要な人材を紹介するための体制について A: 具体的な計画・展望がある。 B: 一定の計画・展望がある。 C: 計画・展望が妥当でない。	5	3	1
	課題の収集、フォローアップ	都道府県等が人材育成研修を実施する際の課題等の情報収集や、フォローアップ体制について A: 具体的な計画・展望がある。 B: 一定の計画・展望がある。 C: 計画・展望が妥当でない。	5	3	1
その他 (20点)	過去の実績	(注)以下の指標を参考としつつ、0～20点の範囲で評価者が自由に採点する。  事業の趣旨に照らし、 ・有用な相当の実績を有している(20点) ・一定の実績を有している(10点) ・有用な実績を有しているとはいえない(0点)	(0～20)		